

戸籍附票システム標準仕様書【第1.0版】（概要）

自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会）取りまとめ（令和4年8月31日 公表）

本仕様書の目的、対象等

目的

- ・カスタマイズを原則不要にする
 - ・ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする
 - ・行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う
- ⇒人口減少社会・デジタル社会における住民サービスの維持・向上

対象

- ・全ての市区町村

標準準拠の基準

- ・実装必須機能は実装が必要、標準オプション機能は選択可能で、実装不可機能を含むそれ以外の機能は実装しないことが必要

想定する利用方法

- ・本仕様書に準拠していることを要件に付すだけで、システムの調達が可能となることを想定

本仕様書の構成とポイント

第1章 本仕様書について

- ▷本仕様書の背景、目的、対象、標準準拠の基準、想定する利用方法、改定等を明示

第2章 標準化の対象範囲

- ▷業務要件として標準化の範囲を記載

第3章 機能要件

- ▷戸籍附票システムが管理する戸籍の附票データ等の項目を統一
- ▷戸籍の附票事務（異動処理・証明書発行など）の機能を統一
- ▷改製不適合戸籍の附票や除票のイメージデータ管理のための機能を統一
- ▷戸籍の附票の除票（消除となった者も含む。）における記載事項の記載・消除・修正を不可とした上で、誤記等である旨又は誤記等の修正後の記載について備考欄に記載する機能を実装
- ▷支援措置の申出を戸籍の附票部局において受理することも想定されるため、管理項目を規定するとともに、住民記録システム（住所地と本籍地が同一の場合）へ連携する機能を実装

第4章 様式・帳票要件

- ▷システムから出力される様式・帳票のレイアウトの統一

第5章 データ要件

- ▷データ移行や庁内他システムとの連携の円滑化

第6章 非機能要件

- ▷セキュリティ、運用・保守、可用性等について「地方公共団体情報システム非機能要件標準【第1.1版】」（デジタル庁及び総務省）が定めた標準に従うことを基本とする

第7章 用語

- ▷本仕様書で使用される用語を定義

別紙 業務フロー等

- ▷本仕様書の機能要件に対応したモデル的な業務フローを掲載
- ▷本仕様書の機能要件の一覧性を高めるツリー図を掲載